

企業の施工能力評価事前審査登録制度実施要領 新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">平成25年12月25日 25建企第485号 最終改正 令和5年12月15日 5建企第324号</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(事前審査登録について)</p> <p>第2条 事前審査登録は、原則、適用前年度に申請を行う第1回申請と適用年度当初に申請を行う第2回申請に分けて行うものとする。ただし、年度の途中から登録を申請する場合及び、既に登録している項目の変更登録を行う場合は、随時申請により行うものとする。</p> <p>【第1回申請について】</p> <p>○申請項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事成績の評定 ・施工実績件数 ・優秀工事表彰 ・継続的専門能力啓発システム ・<u>従業員数</u> <p>(以下、略)</p> <p>【第2回申請について】(略)</p> <p>【随時申請について】</p> <p>○申請項目 (略)</p> <p>○申請期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年5月1日から<u>15</u>日(当日消印有効) ・以降毎月1日から<u>15</u>日(当日消印有効) <p>○事前審査登録結果の適用開始日 (略)</p> <p>第3条～第8条 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>本要領は、令和5年12月15日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">平成25年12月25日 25建企第485号 最終改正 令和5年2月10日 4建企第472号</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(事前審査登録について)</p> <p>第2条 事前審査登録は、原則、適用前年度に申請を行う第1回申請と適用年度当初に申請を行う第2回申請に分けて行うものとする。ただし、年度の途中から登録を申請する場合及び、既に登録している項目の変更登録を行う場合は、随時申請により行うものとする。</p> <p>【第1回申請について】</p> <p>○申請項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事成績の評定 ・施工実績件数 ・優秀工事表彰 ・継続的専門能力啓発システム <p>(以下、略)</p> <p>【第2回申請について】(略)</p> <p>【随時申請について】</p> <p>○申請項目 (略)</p> <p>○申請期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年5月1日から<u>10</u>日(当日消印有効) ・以降毎月1日から<u>10</u>日(当日消印有効) <p>○事前審査登録結果の適用開始日 (略)</p> <p>第3条～第8条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(追加)</p>